別記様式第５の３（第９条の４関係）

特定帰還居住区域復興再生計画の変更の認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

特定避難指示区域市町村の長の氏名

年　月　日付けで認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画について下記のとおり変更したいので、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第17条の９第９項において読み替えて準用する法第17条の４第１項の規定及び法附則第３条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

１　変更事項

２　変更事項の内容

注１　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

２　法第17条の９第９項において読み替えて準用する法第17条の４第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び法附則第３条に規定する措置」の文字を、法附則第３条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第17条の９第９項において読み替えて準用する法第17条の４第１項の規定及び法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

復興庁令・省令

○復興庁・環境省令第一号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二第二項第八号の規定に基づき、復興庁・環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年六月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

環境大臣　西村　明宏

復興庁・環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する命令

復興庁・環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十九年復興庁・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（特定復興再生拠点区域復興再生計画又は特定帰還居住区域復興再生計画の記載事項から除かれる除去土壌の処理及び廃棄物の処理）	（特定復興再生拠点区域復興再生計画の記載事項から除かれる除去土壌の処理及び廃棄物の処理）
第二条　法第十七条の二第二項第八号の復興庁令・環境省令で定めるものは、次のとおりとする。	**第二条**　法第十七条の二第二項第八号の復興庁令・環境省令で定めるものは、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物（法第十七条の二十三第三項に規定する認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物をいい、中間貯蔵に係るものを除く。）の埋立処分	四　認定特定復興再生拠点区域内廃棄物（法第十七条の十七第三項に規定する認定特定復興再生拠点区域内廃棄物をいい、中間貯蔵に係るものを除く。）の埋立処分
五　（略）	五　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。